

静岡県立葵文庫とその事業

—アーカイブズの観点から—

青 木 祐 一

はじめに

本論の目的は、戦前の公立図書館が果たした「機能としてのアーカイブズ」について明らかにすることである。戦前の地方図書館が、郷土資料の収集と公開を主要な事業として積極的に展開していたことはよく知られている。例えば、山口県立山口図書館では、明治41年(1908)の報告の中で、旧藩時代の記録を「郷土志料」として位置づけ、「事跡沿革ノ徴スヘキモノハ勿論、旧記古文書ヨリ家集雑著ニ至ルマテ、刊本ト写本トヲ問ハス、得ルニ從ヒテ之ヲ収録スル」、と古文書・古記録も収集の対象とすることを明記している¹⁾。また、地方改良運動における郷土史研究・郷土誌編纂などの動きを背景として、郷土資料の収集と保存が全国レベルで奨励された。明治43年(1910)、文部大臣・小松原英太郎は「図書館施設ニ関スル訓令」において「其ノ所在地方ニ関スル図書記録類並其ノ地方人士ノ著述ヲ蒐集スルコトヲ最肝要ナリトス」と、郷土資料収集の重要性を説いている²⁾。

郷土資料として収集されたものには、多くの古文書・古記録類が含まれていた。また、戦前の府県立図書館に「府県史料」をはじめとする行政記録が移管されていた事例については、すでに太田富康氏による詳細な研究

がある³⁾。太田氏は、戦前期の府県立図書館における行政記録の移管・公開の実態を網羅的に調査し、戦前の図書館に「アーカイブズの萌芽」を見ようとする。

大正14年（1925）に設立された静岡県の中央図書館にあたる静岡県立葵文庫においても、郷土資料として古文書などの記録類が収集・公開され、公文書などの行政記録保存の必要性について提唱されていた。本論では、戦前の静岡県において図書館事業が果たした役割について具体的に検討し、アーカイブズとしての観点からその意義を明らかにしたい。

葵文庫の後身である静岡県立中央図書館には、現在、【表1】に掲げたように、設立時の記録類や館が発行した各種の刊行物が保存・公開されている。例えば、表1-2の旧藩主である徳川家達によって書かれた扁額は、当時の写真によれば講堂に掲げられていたことがわかる。また、表1-3は、大正14年3月28日に開催された葵文庫の開館式における式辞・祝辞類である。県知事・伊東喜八郎による「告辞」をはじめとし、文部大臣・岡田良平ほか5名による祝辞、徳川家達ほか12通の祝電が含まれている。これらは言わば、葵文庫という図書館組織が生み出した組織記録、つまり「図書館のアーカイブズ資料」ということができるだろう。本論では、これらの資料を用い、葵文庫の果たした資料保存利用機関（アーカイブズ）としての意義、つまり「機能としてのアーカイブズ」を具体的に見ていくこととする。

1. 初代県知事・関口隆吉による「久能文庫」の提唱

静岡県立葵文庫設立の前史として、初代静岡県知事である関口隆吉（1836-1889）による、「久能文庫」設立の提唱がある。幕臣であった関口は、明治維新後、山形県権令、山口県令、元老院議官、地方巡察使、高等法院陪席判事、静岡県令を経て、明治19年（1886）に初代静岡県知事に任命された行政官である。

【表 1】 静岡県立葵文庫関係資料

	タイトル	年代	数量	請求番号
1	久能文庫設立趣意書	(1886年)	1冊	Q010-1
2	紙本墨書扁額「葵文庫」(徳川家達筆)	(1925年)	1幅	S709-268
3	静岡県立葵文庫開館式祝辞類	1925年	24通	S010-1
4	図書展覧会陳列書目	1925年	1冊	S020-23
5	静岡県立葵文庫概要	1925年	1冊	S010-40
6	静岡県立葵文庫記念写真帖	1925年	1冊	S010-17
7	静岡県立葵文庫開催諸展覧会目録	1925年～1938年	7点	S068-3
8	郷土志料展覧会目録	1925年～1942年	1冊	S068-1
9	葵文庫ト其事業(第1号～第183号)	1926年～1943年	合冊	SZ01-12
10	静岡県立葵文庫一覽 自大正13年1月 至昭和5年4月	1930年	1冊	S010-9
11	静岡県立葵文庫行幸記念写真帖	1930年	1冊	S010-31
12	静岡県立葵文庫案内	1939年	1冊	S010-33
13	前静岡県立葵文庫長貞松修蔵氏記念録	1939年	1冊	S289-サ 1-2
14	静岡県立葵文庫所蔵貴重図書写真帖	(年代不明)	1冊	S020-27

関口は、欧米にならった図書館を建設しようと意図し、自ら図書・資料を収集した。彼の記した明治19年(1886)11月の「久能文庫」設立の趣意書(表1-1)には以下のようにある(傍線部著者、以下同じ)⁴⁾。

【史料1】

久能文庫建設ノ廣告

新ヲ競ヒ奇ヲ闘ハシ精ヲ比ヘ巧ヲ争ヒ、西、欧ヲ模倣シ、南、米ヲ折衷シ、駸々翹々日ニ就リ月ニ将ミ、国家開明文運旺盛ノ時ニ際シ、所謂久能文庫ヲ建設スルヤ世態ニ違背シ事勢ニ悖戻スル如シト雖トモ、然レトモ是ノ挙素ヨリ発議者好古ノ一癖ニ出ルニ過キスシテ他アルニ非ルナリ、按スルニ昔者北条氏ノ金沢文庫、足利文庫、〇〇氏ノ林崎文庫(*著者注:現、神宮文庫)、徳川氏ノ駿河文庫、富士見文庫、楓山文庫ニ於ケル多ク年所ヲ歴、書庫ト共ニ廢頽シ、其縷々絶セサルモノ独リ伊勢ノ林崎、下野ノ足利二庫アルノミ、然リ而テ偶々現存ス

ル所ノ書ヲ見ルニ、概ネ皆宋明古版ノ經史ニ止マリ、我歴史、地理等ニ關係スル者アル鮮シ、故ニ今久能文庫ハ専ラ歴史、地理、統計、法律、沿革、諸科ニ供用スルノ古書旧籍ニ在リテ、版本、写本、断簡、折帙ヲ論スル無ク、凡ソ我静岡地方ニ因由緣故アルモノヲ搜羅蒐聚スルヲ先務ト為シ、經典子史ノ如キハ乃チ其次トス、亦敢テ拒ムニ非サルナリ、抑モ欧米諸学士ノ一事ヲ論シ一件ヲ説クヤ、遠ク希臘羅馬等ノ旧国古史ヲ溯查シ、其書ヲ尊重スルコト金玉ノ如シト聞ケリ、然ラハ則、発議者平生ノ一癖他年博雅ノ学士史氏東遊西行地理沿革等ノ編集著作アルニ当テ、是レ此ノ文庫未タ必スシモ小補無シト謂フ可カラス、江湖同好ノ君子其珍藏スル所ヲ愛マス、陸續寄附セラレンコトヲ懇望ス

明治十九年十一月

発議者 関口隆吉

この趣意書によれば、日本が近代国家としての発達を遂げつつある文明開化の時代に、古いものを集める文庫を設立するというのは時代に逆行することだと述べつつも、それは関口自身の問題意識から発したことだとしている。その上で、古来から著名な文庫はいくつもあるが、その内容は漢籍中心で、日本の歴史や地理に関する資料は少ないという点を指摘している。そこで、この「久能文庫」では、静岡に関する歴史、地理、統計、法律、沿革など諸分野に役立つ資料を網羅的に収集することを目的に掲げている。さらに、欧米諸国において過去の古い資料が学問の役に立ち、尊重されている事実を重要視している点にも特徴がある。収集対象は「版本、写本、断簡、折帙ヲ論スル無ク」とあるように、書籍に限らず、文書や記録類も含んでいる。つまり、関口が「久能文庫」を設立する目的は、当時の静岡県にとっての有用な情報資源として、図書や文書・記録類を収集・公開するという点にある。

趣意書の後に続く部分では、久能山に「久能文庫」を設け、寄付を受けた書籍によって蔵書となすことが記されている。また、その目的を「旧幕

府時代ノ書類ヲ始メ、凡ク古今ノ文書ヲ集輯保存スルモノトス」とあるように、書籍に限らず文書や記録類を収集することが意図されていた。

現在、静岡県立中央図書館の特殊コレクション「久能文庫」として登録されている資料は、835部2,454冊にのぼる⁵⁾。その特徴は、日本史、農業、軍事分野の図書・資料が多いことにある。特に、備荒救荒書などは、維新後の駿府藩の開墾事業にも携わった関口の当時の問題意識と収集方針を反映したものと考えられる。また、関口自身が巡察使として記録した「巡察復命書」といった言わば公文書や、関口と三条実美、大久保利通、伊藤博文、勝海舟、山岡鉄舟などの名士がやりとりした書簡、徳川昭武のフランス留学中の記録である「御用留」などの文書・記録類も含まれている。「久能文庫」は言わば、江戸時代から明治初期における図書および記録資料から成っているコレクションとすることができる。関口の視点は、西洋の新しい情報を得ることよりも、現在の日本にとって「有用な過去の情報」を収集・提供することにあつたと言えよう。それは、欧米の図書館のあり方に学んだ関口の得た知見だったのである。

しかし、関口は明治22年（1889）4月に列車事故で負傷し、そのまま帰らぬ人となった。彼の収集した図書や文書・記録類は、久能山に預けられたままとなったのである。

2. 葵文庫の設立構想とコレクションの来歴

関口の死後、30年余を経て、県立図書館構想はようやく具体化することとなる。静岡県立葵文庫の設立経緯について、「葵文庫設立趣意書並計画概要」は以下のように記している⁶⁾。

【史料2】

葵文庫設立趣意書並計画概要

図書館は民衆教化の一大機関にして学校教育の達成並に社会教育の

振興上極めて重要の施設なるは今更縷説する迄もなし、本県は東西交通の要地に当り、夙に文化発達し、歴史上の人物事蹟頗る多し。明治維新の際徳川家達公の当県を治めらるゝや江戸の文化を移植して各地に学校並図書館を建て、碩学鴻儒居を構へ、当時他に比して文化燦然たるものありしが、廃藩後漸次衰微して今は静岡師範学校保管の漢洋珍籍のみ僅に当時の面影を存するのみなり。近時教育の普及と文化の向上とは各地に小規模の図書館の設置を促進し、設立漸く多きを加ふと雖、真に其機能を發揮するに足るものなきは遺憾なり。茲に於て静岡市に県立図書館を建設して県下各図書館の中核となし、相提携して調査研究の便と読書趣味の涵養とに資し、且つは又県に因ある偉人傑士其他の文書等をも蒐集して、温古知新俯仰感懐の便ともなさんとす。而して其費用の大部分を寄附金に仰くことゝし、徳川家を始め篤志者の出資を約十五万円と予定し、大正十一年度予算に計上し、二ケ年の継続事業として遂行することゝし、県会の議決を経、地を静岡市追手町なる旧駿府城三の丸の一角に卜して、別紙計画書の通り建設せんとす。（後略）

社会教育施設としての図書館の意義について述べた後、静岡県に中央図書館が設立されるまでの経緯を記している。県に関係する偉人らの文書なども収集するとあり、また後に続く事業方針の中で、「内外古今の図書及郷土史料を蒐集保存して公衆の閲覽に供し、館内閲覽と共に館外携出、巡回文庫を設く、通俗図書の外に参考文書及貴重珍籍を蒐集保存して、時々特に一般の展覧に供せんとす」とあるように、図書だけではなく、郷土資料としての文書・記録類や貴重文献もその対象とするものであった。また、図書閲覧のみならず、講座・講習・講演、教育的展覧会などの企画事業も随時開催するものとされた。

こうして旧駿府城三の丸（静岡県庁東側）に建設された図書館は、本館2階・書庫4階建、大閲覧室、婦人室、調査室、目録室、出納室、講堂な

どを備えたものであった。職員は開館時で、館長、司書2名、書記・雇4名、出納手6名、その他装釘人小使という人員構成になっていた。

開館時の蔵書の内訳は、静岡県教育会附設図書館の8,308冊と雑誌764冊、静岡師範学校の蔵書3,887冊、静岡中学校の蔵書3,614冊と久能文庫2,058冊を元とし、新たに購入する3,000冊余を加え、その他寄付を募り、総計22,000冊余となった。

蔵書の基礎となった資料群の来歴について、葵文庫発行の資料には以下のように記されている⁷⁾。

【史料3】

明治元年六月家達公が駿府に封ぜられた時、城内（現知事官舎附近）に頗る進歩的な学校が設けられ、向山黄村、津田真一郎、中村正直、外山正一、杉亨二等の碩学が教授の任に当たった。これ等の学者と共に蕃書調所系統の蔵書も静岡へ運ばれ、廃校後此の地に残り静岡師範学校に保管せられてあったが、本文庫の設立と共に移管せられた。約三千八百冊の洋書で、和蘭書が過半を占め、幕末に於て西洋文化を輸入した貴い記念物である。猶この中には林春齋旧蔵の、四代將軍家綱公の賜書二十数部の唐本も含まれてゐる。

この外に久能文庫と称する蒐書約二千冊がある。これは元本県令関口隆吉氏の旧蔵本で、徳川時代の歴史、政治、経済、兵事及明治時代の行政史料等に関する特色のある蒐書で、その遺族の厚意によって本文庫へ寄贈せられたものである。

つまり、明治維新後の静岡藩・徳川家によって設けられた教育機関である「静岡学問所」の蔵書が、静岡師範学校を経て葵文庫の基礎となったのである。この「静岡学問所」の蔵書とは、幕府の蕃書調所や外国方の旧蔵書を含むものであり、徳川家の移封とともに幕府旧蔵書の一部が静岡にもたらされたものであった。なお、「葵文庫」という名称は、上記の蔵書が

幕府の旧蔵書由来のものであることに加え、徳川家の資金援助を得ていることにちなんでいる。また、関口隆吉の「久能文庫」も重要なコレクションのひとつとして、現在まで引き継がれている。その後、蔵書数はその数を増し、昭和14年（1939）時点では約6万冊にのぼっている⁸⁾。

3. 葵文庫の概要と事業

こうして静岡県立葵文庫は大正14年（1925）4月1日に開館した。そして、40条からなる「静岡県立葵文庫規則」を定めている⁹⁾。これによると、開館時間は春夏季は午前8時から午後9時、秋冬季は午前9時から午後9時と、労働者の夜間の来館に配慮した開館時間となっている一方、図書貸出について現在とは異なり、使用料3円を納付することで「図書携出特許証」が交付されることとなっていた。

館報である『葵文庫ト其事業』第1号（大正15年7月1日発行）の冒頭に掲載された、初代文庫長・貞松修蔵による「葵文庫と其事業：発刊の辞に代へて」では、文庫の基本事業として、①館内閲覧、②館外貸出、③巡回文庫、④講座の4つを挙げている。

葵文庫の刊行物を一覧にしたものが、【表2】である。葵文庫は講座・講演事業に力を入れていたことが特徴的である。開館の大正14年だけで6回もの文化講座が開催されている¹⁰⁾。また、地域の広い静岡県において、遠方から来館できない人々に対して、講座の内容を記録したパンフレットを刊行し、対応しようとしている。例えば、『図書館と其使命』（表2-1）は、開館式における文庫長・貞松修蔵、日比谷図書館頭・今澤滋海、文学博士・新村出による講演を収録したものである。「機能としてのアーカイブズ」という観点からは、目録の整備・刊行も積極的に図っており、蔵書の基礎となった特殊コレクションの目録を、「和漢図書目録」（表2-5、表2-10）、「久能文庫目録」（表2-9）として刊行している。また、先に述べたように館内には、調査研究のための「調査室」が設けられていた。これ

【表 2】 葵文庫刊行物（『静岡県立葵文庫一覧』1930年より）

	書名	冊数	発行年月
1	図書館と其使命（葵文庫パンフレット第一輯）	1	1925年6月
2	生活と統一（葵文庫パンフレット第二輯）	1	1925年6月
3	郷土文事年表（葵文庫パンフレット第三輯）	1	1925年11月
4	時代と公民教育（葵文庫パンフレット第四輯）	1	1926年3月
5	葵文庫和漢図書目録	1	1926年3月
6	江戸時代の文学（葵文庫パンフレット第五輯）	1	1926年12月
7	稲川先生記念録	1	1927年5月
8	図書館指針	1	1927年12月
9	葵文庫和漢図書目録 久能文庫之部	1	1927年3月
10	葵文庫和漢図書目録 追加之部 第一	1	1929年3月
11	関口県令記念明治初期名士書簡集	1	1929年5月
12	山梨稲川集	4	1929年6月
13	第四回富士山に関する郷土志料展覧会陳列目録	1	1929年11月

は、研究者向けの特別閲覧制度に対応するものであろう。この「調査室」で、文庫所蔵の「古刻書及貴重書」が専門的な研究を行う利用者に提供されていたと考えられる。

開館初年度である大正14年度の開館日数は335日、利用人員は138,144人、講堂使用日数は134日、利用人員39,640人であった¹¹⁾。

4. 郷土資料展覧会の開催

葵文庫の事業のひとつとして「郷土志料展覧会」がある。これは、事業方針に掲げられた教育的展覧会であり、郷土資料の実物を期間を区切って展覧公開するものである。葵文庫が開館する直前の大正14年（1925）3月28日～30日の3日間、「開館記念図書展覧会」が開催され、その展示目録が「図書展覧会陳列書目」（表1-4）として残されている。これによ

れば、葵文庫蔵書の基礎をなす、静岡師範学校および静岡中学校、静岡県教育会からの引継書籍と「久能文庫」の資料を中心に、展示がなされたことがわかる。

【表3】は、葵文庫の開催した、展覧会事業の一覧である。これによれば、基本的に年に1～2回、多彩なテーマに基づく郷土資料の展覧会が開催されている。郷土資料展覧会の事業目的については、「本文庫にては講習講演により学術を通俗化し読書指導を図ると共に、是に関連せる図書記録類を陳列して観覧せしめ、研究調査の便を与ふ。又郷土志料の湮滅することを恐れて毎年展覧会を開催し、目録を調製して研究者に便宜を与へ、又所蔵者に保存上の注意を促しつゝあり」¹²⁾とあり、①調査研究に資すること、②郷土資料の散逸を防ぐこと、③資料所蔵者に保存上の注意を与えることが挙げられている。

「静岡県立葵文庫記念写真帖」（表1-6）の中に、郷土資料展覧会の模様と思われる写真が含まれている。そこには、講堂の机の上に毛氈を敷き、実物資料を裸の状態で陳列している様子が写っている。陳列ケースなどに入れない展示方式では、長期間の展示は不可能である一方、観覧者は間近に資料を見ることができたであろう。

館報『葵文庫とその事業』第16号（昭和2年10月1日発行）には、郷土資料展覧会の意義について、以下のような記事が掲載されている。

【史料4】

郷土志料と図書館

図書館の所在地方で今日までに発行せられたる図書或は発行せられざるも文書記録として後世に伝ふべきものは多々ある。

図書館に於て蒐集し保存する図書記録中にて、此郷土の図書及記録は最重要の地位を占むべきものである。帝国図書館は全国の志料を、府県立図書館にありては特に其府県の志料を蒐集し大切に保存すべきことは特に図書館の重要な使命である。夫れで若し已むを得ざる事

【表 3】 葵文庫開催・郷土資料展覧会（『静岡県立葵文庫一覧』、『郷土志料展覧会目録』より）

	開催年月日	開催期間	内容
1	1925年3月28日～30日	3日	開館記念図書展覧会
2	1925年11月13日～15日	3日	第1回駿河志料（郷土志料）展覧会
3	1926年8月16日～19日	4日	江戸文学ニ関スル展覧会
4	1926年11月12日～14日	3日	第2回郷土志料展覧会
5	1927年5月15日～17日	3日	山梨稲川遺墨展覧会
6	1927年11月10日～15日	6日	第3回郷土志料展覧会
7	1928年9月26日～27日	2日	先賢遺墨及稀観図書展覧会
8	1928年10月6日～7日	2日	御大礼ニ関スル資料展覧会
9	1928年11月24日～25日	2日	御大典写真展覧会
10	1929年5月24日～25日	2日	関口県令記念展覧会
11	1929年11月9日～13日	5日	第4回郷土志料展覧会（富士山ニ関スルモノ）
12	1930年11月12日～16日	5日	東海道交通志料展覧会（第5回郷土志料展覧会）
13	1931年11月11日～15日	5日	葵文庫所蔵郷土志料展覧会
14	1931年10月26日～	不明	教育勅語渙発40周年記念徳育志料展覧会（県教育会主催）
15	1931年11月28日～30日	3日	郷土研究資料展覧会（県主催）
16	1932年1月13日～19日	7日	勅諭拝受50周年記念展覧会（県国防思想普及委員会・静岡市・葵文庫共催）
17	1932年11月9日～13日	5日	郷土先賢遺墨展覧会（駿河の部）
18	1932年11月26日～30日	5日	徴兵制60周年記念展覧会（県国防思想普及委員会主催）
19	1933年11月2日～7日	6日	郷土先賢遺墨展覧会（遠州の部）
20	1934年11月1日～7日	7日	生誕250年記念白隠禅師遺墨展覧会
21	1935年5月24日～28日	5日	上村書剣堂文庫所蔵浮世絵展覧会
22	1935年11月2日～7日	6日	郷土先賢遺墨展覧会（伊豆の部）
23	1936年11月1日～7日	7日	明治天皇聖蹟志料展覧会
24	1937年5月22日～30日	9日	山田長政顕彰展覧会（於：田中屋百貨店）
25	1938年5月13日～17日	5日	関口県令記念展覧会
26	1938年11月9日～13日	5日	日本精神資料展覧会
27	1939年11月8日～12日	5日	郷土勤皇事蹟展覧会
28	1942年11月11日～15日	5日	江川坦庵先生遺墨展覧会

情の下に其志料を全部蒐集することが出来なければ、之が写本を調製して之を保存するか、目録を作りて其所在を明にすることを要す。斯くしてこそ各地に図書館が散在するの意義があるやうである。

吾等は歴史によりて政治、経済、教育、其他社会の幾多の事象の変遷を知り得る。之を稽へて見ることは単なる考古趣味でなく人生に欠くべからざるものである。実に歴史は過去の社会生活の描写であって見様によりては人生其物で、偉人の伝記は偉人生活其物である。通史時代史等々同一の意味があつて、一地方の志料は之等の大切なる要素である。

吾等が之等の志料を見て反省し、現生活と比較対照することにより得たる或るものは決して古くて意義あるのではなく、新らしき意義を有し生命がある。発明とか発見とか創造とか吾等の称するのは必竟此事を謂ふのである。斯く稽ふるときに志料の価値が大なるやうに思はれる。

斯る重要なる郷土志料が紙魚に災せらるか、或は其価値に気付かずして反古紙として棄てられること尠くないので実に惜むべきことである。

本文庫が毎年郷土志料展覧会を開催して微力を尽すは斯る趣旨からである。来十一月中旬、例年の如く此展覧会を本文庫に開催する予定であるから、各位の御援助を請ふこと切なるものがある。

まず、府県立図書館の重要な使命のひとつとして郷土資料の収集・保存がある点が述べられている。図書館ですべてを収集することがかなわなければ、写本を作成して収集するなり、所在目録を作成する必要があるとする。ここで述べられている郷土資料とは、単なる「考古趣味」によるものではなく、過去の歴史資料が現在にとっての重要な情報となり得ることが強調されている。その上で、郷土資料が常にその価値に気づかれぬまま散逸する危険にさらされており、その防止を目的として展覧会を開催する

旨を述べている。つまり、この展覧会事業は郷土資料の収集と同時に、郷土資料のもつ価値と保存の重要性を一般に啓発・普及するための事業として位置づけられているのである。これは、現代のアーカイブズ機関における展示の目的として主張されていることと全く同趣旨である。

また、【表4】に、大正14年（1925）11月に開催された、第1回郷土資料展覧会の出品目録（表1-7）の一部を示した。目録によれば、この時の展覧会には35名から合計290件の資料が出品されている。また、葵文庫の所蔵資料のみならず、県内の個人や機関から資料が提供されていることがわかる。【表4】で葵文庫から出品されている個々の資料についてみると、「久能文庫設立趣意書」や「浅野内匠頭様御泊御宿割帳」など、「久能文庫」の中から多くの資料が出品されていることがわかる。また、静岡市役所からは当時編纂が進められていた静岡市史に伴って収集された資料が出品されている。ここに出されているものは、現在の静岡県立中央図書館において、『静岡市史編さん資料』（請求番号S222）として一括して保存、公開されている資料群である。他の出展品を見ても、書籍よりも文書・記録類が多数を占めていることがわかる。

葵文庫で開催された郷土資料展覧会事業は、図書館の所蔵する古文書・古記録などの郷土資料を展示するとともに、県内各地の郷土資料を発掘し、資料保存の重要性を訴える意図が込められていたのである。以上のような点から、戦前の葵文庫の果たした郷土資料の保存利用機関としての、「機能としてのアーカイブズ」の姿を見ることができよう。

5. 公文書保存の提唱

戦前および戦後の県立図書館に、県庁文書をはじめとする行政文書が移管、公開された事例が存在することは、先に掲げた太田富康氏の研究に詳しい¹³⁾。特に山口県では、この動きが日本で最初のアーカイブズ機関である山口県立文書館の設立（1959年）につながったことは有名である。

【表 4】 駿河志料第 1 回展覧会陳列目録（一部）（会期：大正 14 年 11 月 13 日～15 日）

番号	出品者	資料名	注記	数量
1	静岡県立英文庫	御遺訓	写本	3冊
2		駿府政事録	後藤光次著、写本	8巻4冊
3		駿府広益	久松忠次郎編、写本	2冊
4		駿藩各所 分配姓名録	駿府江川町本屋市蔵版	1冊
5		宝台院殿御由緒書	写本	1冊
6		華陽院殿・一照院殿御由緒書	写本	1冊
7		駿河記	桑原黙齋著、写本	22冊
8		駿国雑志	阿部正信著、写本	39冊
9		明治新撰 駿河国誌 巻一	静岡県教育新誌社編、明治三十年版	1冊
10		駿河国御城図	写本	1枚
11		駿府御城絵図	写本	1枚
12		万延元年 御普請絵図	写本	1枚
13		駿府名勝一覽図	江戸大和屋喜兵衛版	1枚
14		改正 駿河国與地全図	版本	1枚
15		木之実御取締筋取扱方願書、 榎之実油製造方願書	写本	1冊
16		壬戌羈旅漫録	滝沢馬琴著、明治十八年版	3冊
17		徳川家兵学校掟書	版本	1冊
18		徳川家兵学校附属小学校掟書	版本	1冊
19		黙齋叢書	関口隆吉編、写本	1冊
20		耕堂叢書	関口隆正編、写本	6冊
21		夢界叢書	関口隆正著、大正二年版	1冊
22		久能文庫設立趣意書	関口隆吉稿、写本	1冊
23		浅野内匠頭様御泊御宿割帳	元禄八年	1冊
24		吉良上野介様御下向御宿割帳	元禄八年	1冊
25		大日本古文書之内駿河国正税帳	史料編纂掛編、明治三十四年版	1冊
26		愚得編、蜂臈雑記	瑞龍寺醜唇編、享保八、九年写本	1冊
27	静岡市役所	静岡市史基本研究	足立鍛太郎編	3冊
28		武徳編年集成	木村高敦著、天明年版、三十一冊之内	2冊
29		辛丑雑記	花井有年著、写本	13冊
30		名遠理楚之記	加藤靱負著、写本	1冊
31		柏園隨筆	新庄道雄著、写本	3冊
32		駿河国雑志	花井有年著、写本	12冊
33		駿河国新風土記	新庄道雄著、自筆稿本（新庄道生氏所蔵）	2冊
34		修訂 駿河国新風土記 提要	新庄道雄原著、足立鍛太郎訂	2冊
35		雲溪庵日記	明治元年	1冊
36		安倍川町古図	天保十三年写本	1枚
37		茶町古図	天保十三年写本	1枚
38		上魚町古図	天保十三年写本	1枚
39		上魚町古図	元文三年写本	1枚
40		静岡城本丸・二ノ丸往古建設物敷概図	伝棟梁花村日向設計写本	1枚
41		駿府城之図	写本	1枚

一方、実現しなかったものの、戦前の葵文庫でも図書館における行政文書の保存・公開という問題が検討された形跡がある。文庫長である貞松修蔵は館報『葵文庫ト其事業』の中で、全国各地の図書館・博物館の最新の情報をさかんに取り上げているが、これは貞松が全国の図書館界に関する動向に注目していた証左である。葵文庫での公文書保存の問題について、太田氏が取り上げている全国的な図書館界の動向の影響が直接あったかどうかは検証できないが、貞松は昭和4年（1929）に図書館における公文書の保存と公開という問題提起をする。以下、やや長文となるが引用したい¹⁴⁾。

【史料5】

公文書と図書館：都市に完全なる図書館設立の提唱

文庫長 貞松修蔵

行政官庁に於ては中央と地方とを問はず、又市町村の自治体に於ても其行政上の重要な記録は日々調製せられ、或るものは法令の材料となりて、其根拠によりて国民生活を規律し、或るものは法令とまで至らざるも、其生活の福祉を増進する重要な材料となつて居るのである。今日歴史の基本史料は、古き公文書が其大部分を成して居る。斯る公文書が学者に重要な研究の材料たるのみならず、現代の国民生活に重要なことは言を待たない。現在官庁にて処理せられつゝある記録が現代国民生活に必要なと同時に、次代国民の生活の参考として重要な基本史料たることを繰返すのである。

是等の記録は調査書として公表せられ周知せらるものあり、秘密文書として保存せられるものも決して少からざるのである。此秘密文書中には将来の国民に対して重大なる関係を有するものがある。斯る公の文書を調製するには幾多の労力と費用とを要するのである。之が調製には過去の之に関する図書、記録が蒐集せられ参考せられて出来るのであることを思ふときに公文書の保存につきても十分の注意を要す

る。夫が廳で官庁にては図書館となって現はれる。自然に現はれざるを得ない筋道となるのである。当時には秘密の文書にても年次を経れば之を公にして民衆に知らしむる要がある。今日、亜米利国のコングレスライブラリー（議院図書館）の如きは宏大で整頓せられ、世界各国の模範とせらる。我国に於ても議院図書館、内閣文庫、宮内省図書寮其他各省の図書館には古今内外の貴重なる図書記録蒐集され、斯道の權威となり学界を裨益して居る。近来是等官庁図書館員相会合して其改善連絡等を考究せらるゝことを聴くが此挙は斯界の発達の為めに吾等は慶賀するものである。

我国の中央の官庁は何れも完全なる図書館を設備し、又は設備せられんとする傾向あることは時勢の趨向が然らしむるものである。一部を公開する機運も早晚来ることゝ信ずる。地方官庁にありては同官庁の公文書等は如何なる状態にあるか、その図書記録等の価値は中央官庁の夫に及ばざると雖其地方に執りては決して之に譲らざるものがある。今日図書は少時置き、文書は軽重によりて整理して倉庫に保存せられ、何時にても参考することが出来るやうになって居る。唯遺憾なる事には今日は種々の原因より、之を取扱ふ官吏は異動多く、其沿革等を調査するに困難なる場合が少くない。吾等は或年限を限りて其官庁に保存し重要にして永久に保存すべき記録等は道庁府県にありては完全なる公共図書館を設置して之に移管すべきを最適當の処置と信ずるものである。（後略）

まず貞松は、日々作成される行政文書が、現在の国民生活上の重要な記録であると同時に、この記録が未来に有用な歴史資料になるという、資料としての公文書の有用性を指摘している。また、現在の国民のみならず、「将来の国民のため」という現代の日本においても主張されている理念について言及している¹⁵⁾。さらに、「当時は秘密の文書」でも、一定の期間を経過すれば公開すべきであるとする。これは、本文でも示されているよ

うに、アメリカの議会図書館の事例などを参考にしていると考えられる。国でも地方でも有用な情報資源である公文書が、官庁の行政上の目的のために整理・利用されている点を問題視した上で、作成から一定期間を経た永久保存文書は、重要な記録として道府県の公共図書館へ移管すべきことを主張する。

ここには「郷土資料」という観点は登場しない。つまり、公文書の移管・保存は郷土資料収集の延長として認識されているわけではなく、別の機能として構想されていると考えられる。貞松の構想する「完全なる公共図書館」とは、現在の図書館機能と公文書館機能を兼ね備えたものがイメージされていたものとみて良いだろう。現代の公文書管理およびアーカイブズ制度において提起されている論点が、戦前の地方において主張されていたことは注目に値する。その一方、これが当時の静岡県庁に対して提案され、実際に検討された可能性は低いと言わざるを得ない。しかし、実現はしなかったものの、戦前の葵文庫において行政文書の移管・公開という問題が提起されていたことは、葵文庫の「機能としてのアーカイブズ」への指向性を強く示すものであろう。

おわりに：葵文庫のもつ「機能としてのアーカイブズ」の意義

以上のように、本論では戦前の静岡県立葵文庫のもっていた「機能としてのアーカイブズ」の側面について具体的にみてきた。それは以下の4点にまとめられる。

- ①「久能文庫」および幕府旧蔵の書籍や文書・記録類が蔵書・コレクションの基礎となっていたこと
- ②郷土資料として文書・記録類が積極的に収集・保存・公開されていたこと
- ③郷土資料展覧会によって資料保存の重要性が訴えられていたこと
- ④図書館への公文書の移管と保存・公開が提唱されていたこと

現在においても未だに県立のアーカイブズ機関をもたない静岡県にとって、戦前の葵文庫が果たした「機能としてのアーカイブズ」の存在意義は大変大きかったと言えるだろう¹⁶⁾。

また、戦前の資料保存利用機関としての博物館（M）、図書館（L）、文書館（A）の近接性も指摘できるだろう。図書館という看板を掲げ、図書の閲覧・貸出を主な事業におきつつも、アーカイブズ資料としての郷土資料を収集・公開し、展覧会も開催するという事業のあり方は、戦前の地方における MLA 機能の未分離状態と、その後の分化の過程を示すものとなる。近年の「MLA 連携」の動向や、アーカイブズの世界において図書館のもつアーカイブズ機能へ着目する動向¹⁷⁾をみれば、戦前の図書館の果たしたこれらの機能について検討することは、現在のアーカイブズ制度のあり方について考える際の有効な素材となるものと考えられる。

- 1) 青山英幸「日本におけるアーカイブズの認識と「史料館」・「文書館」の設置」、安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』、北海道大学図書刊行会、1996年、264頁
- 2) 小川徹・山口源治郎編『新編図書館学教育資料集成7 図書館史・近代日本篇』、教育史料出版会、1998年、63頁
- 3) 太田富康「近現代における行政アーカイブズ公開の歴史的検証—明治後期～昭和戦前期の図書館と府県庁記録—」、『アーカイブズ学研究』第7号、2007年11月、50-69頁、のち「アーカイブズ制度への序章—行政記録の〈力〉と公開—」、同著『近代地方行政体の記録と情報』、岩田書院、2010年、375-406頁
- 4) この資料は、末尾に記された注記によれば、関口隆吉の次男で『広辞苑』の編纂者として知られる新村出（京都帝国大学教授）が保管していたものを、葵文庫長・貞松修蔵が大正14年7月に筆写したものとある。
- 5) 「久能文庫」の内容については、静岡県立中央図書館『「しずおか」の貴重書』、2009年、下村一夫「久能文庫と関口隆吉」、『地方史静岡』第9号、1979年、1-19頁を参照。
- 6) 表1-10、『静岡県立葵文庫一覧』
- 7) 表1-12『静岡県立葵文庫案内』、また石田德行「静岡県立中央図書館蔵江戸幕府旧蔵書（所謂葵文庫）考」、『地方史静岡』第5号、1975年、33-53頁を参照。
- 8) 表1-12『静岡県立葵文庫案内』

- 9) 『静岡県史』資料編 19・近現代 4、1991 年、1070-1074 頁
- 10) 表 1-10、『静岡県立葵文庫一覧』
- 11) 『葵文庫ト其事業』第 1 号（大正 15 年 7 月 1 日発行）
- 12) 表 1-10、『静岡県立葵文庫一覧』
- 13) 前掲（3）、太田富康氏著書
- 14) 『葵文庫ト其事業』第 38 号（昭和 4 年 8 月 1 日発行）
- 15) 2009 年に制定された「公文書等の管理に関する法律」では、第 1 条で「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」とその目的を掲げている。
- 16) 静岡県立のアーカイブズ機関は未だに存在しない。ただ、1985 年～1997 年にかけて行われた、静岡県史編さん事業で収集した資料を公開・提供する組織として、「歴史文化情報センター」が静岡県立中央図書館の一部門として設置されている。また、2009 年 3 月に「歴史的文書閲覧室」（法務文書課）が設けられ、歴史的文書の閲覧制度が始まっている。
- 17) 近年の全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）の全国大会では、図書館のもつアーカイブズの機能に注目する視点が見られる。

（アーカイブズ学専攻 助教）